



市からの連絡帳

臨時福祉給付金の申請受付中

詳細は、市報8月1日号をご覧ください。
◆臨時福祉給付金担当 田 (☎042-497-4976)

届け出・年金など

来庁者の本人確認を行っています

個人情報の保護および住民に関する記録の適正管理のため、市民課窓口における各種手続きの際に、来庁者の本人確認を実施しています。

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)など、官公署発行の顔写真付きの身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳などであれば2点以上の本人確認できるものを持参してください。

◆代理人による手続きは委任状を

代理人による届け出や証明書の請求には、委任者本人の自筆で次の事項を記載した委任状が必要です。

- ①代理人の住所・氏名・生年月日 ②委任事項 ③委任する日 ④委任者本人の住所・署名・押印(印鑑登録の場合は登録する印鑑を押印)

※代理人の本人確認も行っています。

◆市民課 田 (☎042-460-9820) 園 (☎042-438-4020)

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳法に基づき、平成26年度の住民基本台帳の閲覧状況を公表します。

- 国または地方公共団体(法第11条第1項による閲覧)…14件
●個人または法人(法第11条の2第1項による閲覧)…46件

詳細は、市HPまたは情報公開コーナー(両庁舎1階)をご覧ください。

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新

10月1日から利用できる保険証を、8月下旬から世帯主宛てに簡易書留で送付します(世帯内で退職者医療制度に該当する方としない方が混在する場合は、保険証を分けて送付)。

郵便局の配達事情により、2週間程度かかる場合があります。

配達日に不在の場合は、不在票が投函されますので、郵便局へお問い合わせください。郵便局での保管期間経過後は、原則、保険年金課(田無庁舎2階)での受け取りになります。本人確認書類1点(運転免許証・パスポート・旧保険証・医療証など)・印鑑を持参してください。

□新しい保険証

- 一般被保険者証…うぐいす色
●退職被保険者証…藤色

□有効期間 10月1日～平成29年9月30日

※次に該当する方は、有効期間が異なります。

- ①10月2日以降に75歳になる方
②退職者医療制度該当者で、10月2日以降に65歳になる方
③外国人住民の方

※詳細は、新保険証に同封のお知らせをご覧ください。

◆保険年金課 田 (☎042-460-9822)

街角の年金相談センター 武蔵野オフィスをご存じですか

三鷹駅北口から徒歩5分の「街角の年金相談センター」では、国民年金・厚生年金に関する受給相談や年金見込み額の試算、請求手続きなどの相談を無料で受け付けています。相談は予約制です。

◆街角の年金相談センター

場 武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階

予約専用 ☎0422-50-0475(平日午前9時～午後5時15分)

※電話での相談は不可

※年金請求手続きの場合は、事前にねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)で必要書類をご確認ください。

◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

くらし

防犯活動経費の一部補助

市に防犯活動団体として登録をしている団体に、活動経費の一部を補助します。

□補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分1以内で、1団体につき20万円まで(申請多数の場合、補助金額を減額調整する場合あり)

□申請期間 9月7日(月)～18日(金)

※団体登録や補助金申請手続きの詳細はお問い合わせください。

◆危機管理室 保 (☎042-438-4010)

募集

どんど焼実行委員

どんど焼とは、お正月に飾った門松、竹、しめ縄などを持ち寄り、小正月に焼くもので、日本の伝統行事のひとつです。どんど焼の企画・準備・運営・片付けなどを実施する実行委員会に参加しませんか。

□第1回会合

時 9月8日(火)午後6時30分

場 保谷庁舎別棟 ※当日、直接会場へ

内 ①実行委員会の発足 ②実行委員長など役員の選出 ③日程など実施会場の協議

対 市内在住・在勤の18歳以上で、意欲を持って取り組むことができる方

◆文化振興課 保 (☎042-438-4040)

被災建築物応急危険度判定員

被災建築物応急危険度判定とは、余震などによる建築物の倒壊などに伴う二次災害を防ぐため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定するものです(東京都防災ボランティア制度に基づく)。この判定員を募集しますので、希望者は養成講習会を受講してください。

□養成講習会

時 9月29日(火)、10月16日(金)午後1時40分～5時

場 東京都庁第一本庁舎5階

対 都内在住・在勤の建築士(建築士法第2条に規定する1級・2級・木造建築士)の資格を有する方

定 各日500人(申込順)

申 9月11日(金)(必着)までに、〒104-6204中央区晴海1-8-12オフィスタワー2棟4階(社)東京建築士会「防災ボランティア」係へ郵送

※申込書は、危機管理室(防災センター5階)で配布。問の各HPからもダウンロード可

※詳細は、問へお問い合わせください。

問(社)東京建築士会

(☎03-3536-7711)

東京都都市整備局建築企画課

(☎03-5388-3362)

◆危機管理室 保 (☎042-438-4010)

事業者

東京都福祉サービス第三者評価をご存じですか

福祉サービスの利用者が自分に合ったサービスを選択する際の目安となる情報提供を行うことと、サービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援することを目的とし、市報・市HPで福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。

◆福祉サービス第三者評価とは

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。

◆市内施設も積極的に第三者評価を受けています

介護保険連絡協議会などを通じ、事業者にも第三者評価の受審を促進しています。

平成26年度は、市内の公立施設4カ所・民間施設35カ所が第三者評価を受けました。その結果は、福ナビHP http://www.fukunavi.or.jpで閲覧できます。

◆受審費補助金を交付します

市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者に対し、第三者評価を受審する費用の一部を補助します。補助金を活用し第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要になりますので、下記へご連絡ください。

◆認定ステッカーは評価を受けた目印

第三者評価を受審した事業者には、東京都福祉サービス評価推進機構から認定ステッカーが交付されます。ステッカーは事業所の入り口や自動車などに掲示していますので、参考にしてください。

◆生活福祉課 園 (☎042-438-4024)

ご存じですか

情報公開・個人情報保護制度

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、平成26年度の運用状況を報告します。

◆情報公開制度とは

市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

◆個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

◆開示請求をするには

□公開対象となる文書 市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが公開対象です。

□文書の公開を求めることができる方

- 情報公開制度による開示請求…市内在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方など(それ以外の方でも、任意的開示の申し出可)

●個人情報保護制度による開示請求…原則、市が保有する個人情報の本人のみ

□開示請求の方法 情報公開コーナー(両庁舎1階)にある公文書開示請求書または自己情報(開示・訂正・削除・中止)請求書に、必要事項を記載し提出してください。 ※市HPからもダウンロード可

□開示・不開示の決定 請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合などあり)に開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

□救済の手続き 決定に不服があるとき

は、一定期間内であれば異議申立てをすることができます(任意的開示の申し出を除く)。この異議申立ては、内容によって情報公開審査会または個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

◆総務法規課 田 (☎042-460-9811)

情報公開コーナー(両庁舎1階)

市で発行する資料をご覧ください。

◆平成26年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

Table with 3 columns: Request type, Total count, and Breakdown (Internal info, Full disclosure, Partial disclosure, No disclosure, Withdrawal, Dispute).

□個人情報保護制度の運用状況

Table with 3 columns: Request type, Total count, and Breakdown (Internal info, Consent, No consent, Partial consent, Withdrawal, Dispute).